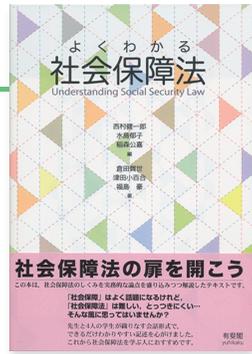


よくわかる社会保障法

西村健一郎 = 水島郁子 = 稲森公嘉 編
 倉田賀世 = 津田小百合 = 福島 豪 著
 2015年3月刊 / 338頁 / 本体2300円+税
 A5判 / 並製



編集 担当者 から

この本は、初めて社会保障法を学ぶ方に向けて書かれた教科書です。健康保険に雇用保険、それに年金も……私たちの周りには社会保障に関する話題があふれているのに、「社会保障法」という法律があるわけでもないし、条文も難しそうだし、なんだかどつきにくい。もっとわかりやすく解説した本はないの？というのが、この本を企画したきっかけです。

初めて学ぶときに感じる疑問を大切にしながら、できるだけ丁寧に説明するため、社会保障法を教える大学の先生と4人の学生の会話仕立てでテンポよく解説を進めていきます。会話調とはいえ、社会保障法の各分野をくまなくフォローしていますし、編者・著者と推敲を重ねましたので内容も折り紙付き。社会保障法のポイントをおさえるには最適な教科書です。

読者の皆さんも、4人の学生とともに、感じた疑問を解決しながら読み進め、社会保障法を「よくわかる」ようになっていただければと思います。(O+I)

Point!

P

丁寧な解説と豊富な図表で、社会保障法のどつきにくさを解消します。

田田：65歳以上の人は年金がもらえないはずですし、短期間のパートや学生のアルバイトはその収入だけで生活を支えているというわけではないでしょうから、適用しなくてよということですかね。

新明：でも学生アルバイトだって、バイトをクビになったら生活が激変します。すぐに次のバイトが見つかる保障もないし、学生アルバイトにも「基本手当」があるというんですね。保険料を払うのは嫌ですけど。

田田：保険料を払わないで給付を受けようという発想はどうかと思いますし、そもそも老舗和菓子屋の御曹司の親町君がバイトをクビになって生活に支障が出るとは思えません……。でも新町君は別として、学費や生活費を稼ぎながら大学で勉強している学生もいることは、事実です。

新明：学生でも、既卒中の人や応募制課程に通っている人などは、雇用保険の被保険者になります (保険法3条の2)。既卒学生の親町君は被保険者になりませんが、短期学生の未業は学生ですから、バイトを辞めても雇用保険法の「失業」の定義(46-3-1)に該当しないでしょうね。

6-2 雇用保険給付

6-2-1 基本手当

新明：雇用保険給付には、図表6-1に示したように、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付があります (雇保19条)。

図表 6-1 雇用保険給付の体系

求職者給付 (6-2-1, 6-2-2)
雇用保険給付 (6-2-3)
就職促進給付 (6-2-4)
教育訓練給付 (6-2-5, 6-2-6)

新明：基本手当は、求職者給付に含まれます。求職者給付の言葉が示すとおり、基本手当は求職中の失業者に対する給付です。基本手当は、最長で所定給付日数分まで、被保険者期間の、原則として最後の6か月に支払われた賃金総額から計算される賃金日額に、一定の割合を乗じた額が支給されます。この割合は賃金日額に応じて、50~80% (雇保11条)に65歳以上の者は45~80%)となっ

ています (雇保16条)。

新明：具体的には、どれくらいの額になるのかしら？

田田：えーっと、それはですね… (黙)。

新明：じゃあ、僕から基本手当の最低額を説明します。雇用保険法では、賃金日額の最低額が2,320円とされています (雇保17条4項)。この場合、乗率は80%なので、基本手当の最低額は2,320円×0.8=1,856円になります。最高額の定めもあります。

新明：最低額とはいえ、これ、日額ですよね？紙しな。 (取を取り直して) 所定給付日数について、雇用保険法の条文をもとに図表6-2のように整理してみました。

図表 6-2 基本手当の所定給付日数

① 一般職者 (雇保22条1項)

判定基礎期間 (被保険者であった期間)	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

② 特定受給資格者 (雇保23条)

判定基礎期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
60歳~65歳未満	150日	180日	210日	240日	240日
45歳~60歳未満	180日	240日	270日	330日	330日
35歳~45歳未満	※90日	180日	240日	270日	270日
30歳~35歳未満	30日未満	180日	210日	240日	240日
30歳未満	30日未満	120日	180日	180日	180日

※雇保23条の適用は、図表6-2を1期にのみ。

③ 就職が困難な者 (雇保22条2項)

判定基礎期間	1年未満	1年以上
45歳~65歳未満	150日	360日
45歳未満	150日	300日

新明：①は会社を自分から辞めた人とか、定年退職した人とか…実は、フワウのケースです。②特定受給資格者は、倒産や事業所の廃止、解雇等によって退職した者。③就職が困難な者には、障害者雇用促進法上の身体障害者、知的障害者、精神障害者などが該当します。

新明：基本手当には、失業者の所得保障とともに、受給資格者の再就職活動を助け

基本手当
雇用保険
6-2
雇用保険給付